

広濟寺墓地規定

第一条（規定）

- 一、広濟寺（尼崎市久々知）境内墓地（以下：墓地）を使用する者は、この規定によるものとする。
- 二、この規定は平成二十二年十二月末日までの墓地供用の念書に含まれる、広濟寺墓地積供用規程を、住職と檀家総代三名の会議により改定し、平成二十三年二月八日に発効したものである。

第二条（使用資格）

- 一、広濟寺墓地は広濟寺檀徒（以下：檀徒）のみ使用することができる。
- 二、檀徒とは、継続的に広濟寺を護持する檀信徒のことをいう。
- 三、檀徒を辞退するものは、速やかに墓地を返還しなくてはならない。

第三条（供用の意味）

墓地の供用は、この規定に反しない限り永代の使用権を得るものであり、墓地の土地そのものの取得ではない。

第四条（念書と届け出）

- 一、新たに墓地の供用を受ける者は、二通の念書に自署・捺印して、一通は広濟寺に、一通は供用名義人が保管する。
- 二、連絡先など念書の記載事項に変更が生じた場合は速やかに届け出てなければならない。

第五条（永代使用の志納金）

- 一、新たに墓地の供用を受ける者は墓地の供用申込みと同時に、別に定める永代使用の志納金を納入する。
- 二、永代使用の志納金は広濟寺住職（以下：住職）が決める。
- 三、永代使用の志納金については諸般の事情により差異が生じる。広濟寺ならびに住職は供用者に対して、その差異にまつわる返金はしない。

第六条（管理費）

- 一、墓地管理費は年間六千円とするが、以下に当てはまる供用名義人にはその管理費を適用する。
- 二、毎月広濟寺から先祖供養にうかがう等、月参りを継続している檀徒で、二平方メートル未満の墓地の供用名義人は本条第一項の半額とする。
- 三、生活保護世帯は本条第一項の半額とする。
- 四、昭和六十三年以前に永代管理費を納めた供用名義人は、平成三十二年まで管理費の納入を免除する。なお、永代の供用料（永代使用料）と永代管理費は別のものである。
- 五、同行の檀徒は、別途護持会費等があるので管理費は免除する。同行とは、広濟寺の伝統的な地元檀徒を中心として構成されている檀家組織である。
- 六、同行の一親等の供用名義人は本条第一項の半額とする。
- 七、管理費は毎年年末までに一年分を納入すること。
- 八、墓碑を未建立の供用名義人も管理費を納入しなくてはならない。
- 九、住職は管理費を納めない墓地への新たな埋葬を拒否することができるほか、第十二条に定める使用許諾の取り消しができる。
- 十、永代管理費を納めた供用者に関しては、平成三十三年までの管理費を免除するが、平成三十四年からは本条に定める管理費を納めなくてはならない。

第七条（志納金・管理費の不返還）

既納の永代使用の志納金・管理費等はいかなる理由があっても返金しない。

第八条（工事・管理等）

- 一、墓石の施工やメンテナンスについては管理の都合上、広濟寺が認める業者とする。
- 二、墓石の施工やメンテナンスを行うときは、発注前に広濟寺まで知らせること。
- 三、供用者が墓地を囲む石の外に砂利・コンクリート・煉瓦等を敷くことを禁じる。
- 四、他の墓地や通路に影響を与える恐れのある植物を植えてはならない。
- 五、供物を墓地に放置しないこと。

第九条（供用名義人）

- 一、墓地供用に際しては原則として一墓所一供用名義人とする。
- 二、次代に継承される場合は、速やかに供用名義人を広濟寺に届け出ること。

第十条（埋葬や改葬の禁止事項）

- 一、住職の許可を受けずに埋葬や改葬することはできない。
- 二、衛生上、未火葬の遺体・死胎・身体の一部を埋葬することはできない。

第十一条（譲渡禁止）

墓地の永代使用権を第三者に譲渡、転貸、転売することはできない。

第十二条（使用承諾の取り消し）

- 一、以下の各項に該当するときは、催告をせずに墓地の使用承諾を取り消す。
- 二、五年以上管理費を納めなかったとき。
- 三、永代管理費を納入していても、五年以上連絡先が不明のとき。
- 四、供用名義人が死亡した日から三年を経過しても供用名義人を承継する者がいないとき。
- 五、本条文により墓地の使用承諾を取り消したときは、広濟寺は墓碑および遺骨等を任意に定める場所に改葬することができ、第三者に当該墓地の使用権を与えても、供用名義人並びに利害関係者は異議を申し立てることはできない。

第十三条（墓地の返還）

供用名義人の事情で墓地を返還する場合は、供用名義人が費用を負担して墓地を原状の更地に復し、墓碑を撤去して返還するものとする。

第十四条（事故の責任と対処）

- 一、天変地異等不可抗力による損害について広濟寺は責任を負わない。
- 二、地震や水害等により墓石本体が倒れた場合、安全に固定する必要があるため、石材店による修復をしなくてはならない。なお、費用は供用名義人の負担とする。

第十五条（典礼の制限）

- 一、墓地での仏事・埋葬・改葬等の祭祀は広濟寺が行うものとする。
- 二、檀徒への墓地供用であるので、住職の許可がない限り、埋葬される者の葬儀は広濟寺によって行なわれなくてはならない。

第十六条（その他）

- 一、本規定に定めのない事項については、法律や日蓮宗宗制に定めるところによる。
- 二、住職と檀家総代三名との協議により本規定を改定することができる。